

大規模広域的災害に備えた防災・減災対策について

九州・山口地域は、梅雨期の集中豪雨や台風が多く、河川の氾濫による水害やがけ崩れ等の土砂災害により、大規模かつ広域的な災害が度々発生している。平成24年の九州北部豪雨災害や本年7月に山口地域を襲った大雨災害では、尊い人命や財産が奪われ、住民生活や生産活動にも大きな影響を与えたところである。

また、九州・山口地域は、南海トラフ巨大地震に関しても、太平洋岸を中心に甚大な被害が想定されている。さらに、豪雨や地震などによる災害が発生しやすいシラス等の特殊土壌が広く分布する地域でもある。

こうした地域特性下において、住民の安全・安心な生活を確保するためには、事前防災・減災の考え方に基づき、道路や河川、砂防、治山、海岸事業等の国土保全対策を重点的かつ計画的に講じ、強靱な国土づくりを進める必要がある。特に、被害が複数の県を跨ぐような広域的な災害の備えについては、国としても主体的な災害対策に向けた体制・機能の整備が必要であると考えられる。

平成24年度の緊急経済対策及びそれに続く平成25年度当初予算により、インフラの整備や緊急補修等防災・減災対策が講じられてきたところであるが、国においては、引き続き、平成26年度予算等において迅速・柔軟かつ効果的な取組が可能となる政策を実行するとともに、中長期にわたる安定的な対策を進めるよう求める。

1 南海トラフ巨大地震等の広域的災害への対応

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（案）」を早期に成立させ、地方で取り組むべきソフト・ハード対策に対する国の支援スキームを創設するとともに、防災関連インフラの整備を加速化するための財政措置を拡充すること。

さらに、国として巨大地震・津波等の大規模災害に対する監視・観測体制の強化に取り組むとともに、県レベルでの対応を超えるような大規模災害の発生時において、国が主導的な役割を担うこととする法制度の整備や、国による財政負担の範囲の明確化など、対策の充実・強化を図ること。

2 災害に強い道路ネットワークの構築

災害時のリダンダンシーを確保するため、高規格幹線道路のミッシングリンクの早期解消や中九州横断道路などの地域高規格道路の整備促進等を図るとともに、それらを補完する国県道の整備促進のための必要な予算を確保すること。

また、道路の通行止めにより多くの集落が孤立する現状があることから、孤立化防止を図るための防災対策予算を確保すること。

3 社会資本の老朽化対策

今後、急速に老朽化の進行が想定される社会資本について、適切に維持管理・更新を実施していくための社会資本整備予算を継続的に確保するとともに、維持管理・更新に係る技術開発や技術者の育成を推進すること。

河川や港湾施設の維持管理・更新に係る補助制度の対象を小規模な施設にまで拡大すること。また、点検に係る交付金の補助率を嵩上げするとともに、修繕事業の一環として実施する点検の自治体負担分を起債対象とするなど、財政支援の拡充を図ること。

4 治水、治山対策の推進

水害の発生・拡大防止を図るため、ダム事業の早期着工・完成及び河川改修事業の推進に必要な財源を確保するとともに、直轄河川管理区域における河川の漏水・浸透防止対策等の予防的なハード対策を早期に実施すること。

なお、事業の検証が終了していないダム等については、速やかに検証作業を進め、早期に対応方針を決定すること。

また、がけ崩れや土石流等の土砂災害の発生を防止するため、砂防事業や治山事業等の推進に必要な財源を確保すること。

5 漂流物及び漁場堆積物対策

海域を漂流する流木等や漁場に堆積した土砂・瓦礫については、漁業や船舶の航行への影響が非常に大きく、漁業者や地方公共団体による除去では多大な労力と財政的な負担を伴うことから、速やかな回収・処理を行うための制度を国において早急に創設すること。

6 被災者生活再建支援法の見直し

同一災害で被災しても、市町村の全壊世帯数によっては制度が適用されない市町村が発生するなど不均衡が生じているため、一部市町村のみが適用となるような自然災害が発生した場合、関連する被災市町村も含めて支援対象とするなど柔軟な制度となるよう見直すこと。

さらに、被災者支援の観点から、半壊世帯・一部損壊世帯を支給対象とするとともに、住宅に限らず、生業に必要不可欠な店舗建物等も支援対象とするよう、制度の見直しを図ること。

また、被災者生活再建支援制度の見直しが行われるまでの間、国制度の対象外となっている半壊世帯などについて、地方公共団体が独自の制度により支援する場合には、国による県への財政支援を行うこと。

平成25年10月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞